Q134.東京電力の責任の取り方が甘い。すでに破たんしているにも関わらず、社員の給与水準も見直されていない。

(東京電力)

賠償に関しては懸命に全うしたい。給与の関係もまだまだ足りないということで真剣に検討したい。今回のご意見は上層部にも報告する。

Q135.東京電力の支払手続きが遅い。コールセンターの受付がなっていない。 苦労して領収書をとり 賠償の請求を書いて出してもはねられる。 人によって対応が違う。 不公平である。 もっと住民の立場に 立った対応をお願いしたい。

(東京電力)

そういったご指摘をたくさんいただいている。上層部にも伝えて改善を図りたい。

皆様に個々に寄り添うことについては今後とも精一杯対応して参りたいと思っている。基準がないと公平に扱えないが、逆に基準にばかり拠っていると親切な扱いではないと、ある意味では矛盾点があり、そこが一番悩みがある点ではあるが、個々の事情については引き続きお伺いして対応すると、今一度肝に銘じたいと思う。

今、我々にできることは、皆様に寄り添って賠償については一生懸命、対応していく。賠償を やっていくということが我々にとっての最大限のことである。皆様の生活再建に少しでも役立つよ う、努力して参りたい。

Q136.東京電力の原子力損害賠償窓口に電話して訊いても実際そこには一切の権限がなく、相談しても答えが返ってこない。誰が決めているかと聞くと東京で決めているという。それだったら相談窓口はいらないのではないか。

(東京電力)

大変申し訳ない。相談はお受けするが、権限はない。各所に相談員はいて相談をお受けしたいが最終的な決断はできないという状況。皆様のご意見を本部に伝えて改善ができるようにしたい。

平成25年1月1日付で「福島復興本社」を設立し、原子力事故で被災された方々への賠償、除染、復興推進などについて、迅速かつ一元的に意思決定し、福島県の皆さまのニーズにきめ細やかに対応してまいります。

Q137.管理区域手当をいただけないか。また、被ばく者手帳を出してもらって、3年後、5年後に出てきた病気に対して医療費をタダにするような補償をしていただきたい。

(内閣府)

回の賠償では、管理区域手当のような定額では出させていただいていない。生命、身体的損害については個別事情に応じて実費払いを続けさせていただく。ご意見は持ち帰って検討させていただきたい。議員立法で子ども被災者支援法というのが成立し、どの程度の範囲になるか、まだ確定していないが、一定程度医療費の方が軽減、もしくは無料化されると聞いている。詳細は設計中だが、近いうちにお示しできると思う。

Q138.寝たきりの家族を受け入れてくれる病院や施設がない。いわき、福島、二本松等に、営業をやめた旅館がたくさんある。非常に環境もよく、少し手直しすればそういった場所を施設に変更できるのではないか。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

介護施設の拡充、介護施設に入れないということについては、今、ご意見いただいたことを、責任を持って厚生労働省、復興庁の担当部局に強く実施をお願いしていく。旅館の活用に関してはご意見として承る。

Q139.2012年4月から、米の暫定基準値が500ベクレルから100ベクレルになった。昨年、高い基準値で食べていた人はいったいどうなるのか。

(内閣府)

今までの基準が危なかったから今回下げたということではない。皆様のご不安を少しでも減らすために基準をより厳しくした。世界的にみると日本の今までの基準が緩かったということはない。米については国で全ての米を検査する予算措置をしており、開始されているところ。引き続き安心・安全の確保に努めて参りたい。

Q140.孫がいて、十何年間、跡を継ぐということでずっとやってきたが、このとおり帰れない。またどこかに 土地を買うと言っても双葉の土地と他の土地では雲泥の差がある。その差をどうしてくれるのか。子供の 就職はどんなことで考えているのか。補償してほしい。ここには跡を継ぐための学校もない。下宿すると 言ったって、家からだったら通えたのに下宿代だって出せない。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

お子様の今後の将来の就労といった意味でもしっかりと取り組ませていただきたい。賠償でやるところはもちろん賠償で責任をもって行わせていただきたいと思っている。賠償だけでは、戻ってまた家業を継ぐというところに直接つながらないと思うので、しっかりと家業をついで、気持ちとか思いとか将来に引き継いでいかれるような、それを実現できるような対策を関係省庁とともに考えて参りたい。

Q141.家が傷んでいるが、警戒区域の為に個人では修理が出来ない。国の方で屋根の修理を考えていただけるのか、一時帰宅ばかりではなくて、個人的に今後、月に何回か帰宅を認めてもらえるような事が可能になるのか。

(東京電力)

長期のご避難で、大事なお家を修理、手入れ出来ないという事で本当に大変なご迷惑をおかけして申し訳ない。地震で家が壊れて雨漏りがするという事で、遅まきながら昨年の夏から、警戒区域の中で私ども、東電の方でシート掛けをしている。その後、台風や大雨によりシートが剥がれるとその都度、何度かやり直しをしており、現在それを続けさせていただいている。これから帰還困難区域あるいは長期の避難が続く中でこんなような状態が続いてしまう。抜本的な修理をこれからどうするのかという話は、現在のところは警戒区域の中の作業という事もありそういった場を持ち合わせていないが、そういった声があったという事は中でもしっかり受け止めて、国に、あるいは町とのご相談の中で今後の善処の仕方を考えさせていただく。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

警戒区域の中で今、家の修理などについてはご指摘のとおり今、警戒区域の中には業者だけ入れて修理してもらうといった事は自由にできるという状態ではない。補修のための先行払いを行っているが、お金を貰っても実際に補修できないじゃないかといったご指摘もいただいている。今、国の方でも警戒区域の中に、そういった補修の業者さんに入ってもらって作業出来るような形を、制度として作ろうという事をしている。早急に作ってこちらも活用できるような形で皆様にお伝えしたいと思うので、しばらくお待ちいただきたい。

Q142.埼玉県内のある行政が避難者の被ばく、被災者証明があれば水道料を無料にしている。東京電力は全額とは言わないが、電気料を半額にしてほしい。

(東京電力)

今、お答えできる内容ではないので、持ち帰らせていただく。

Q143.避難した時、1日あたり1家族2000円の謝礼をするということになっているが、1家族が1人でも7人でも2000円というのはひどいのではないか。一人あたり2000円にするべき。

(東京電力)

避難に対して謝礼として出してきた分の賠償について、その1日あたり2000円というところは、単純に1日2000円ということではなく、月額の上限額として6万円という設定をさせていただいた中で、単純に月30日で割ると1日2000円という考え方をお話したところ。なので、実際のご避難のご期間なりというのをご請求いただいた中で1日2000円しか出さないということではなくて、例えば、ご親戚宅にご避難されていた中で、そこで5万円を謝礼として置いてきたというのであれば、そこは月額の上限内ということなので、私どもとしては対応させていただける。これ以上細かいご内容になると、個々の方の状況も変わってくるかと思うので、個々にお邪魔をさせていただいて、お話をお聞きしながら対応させていただきたい。

Q144.これだけの大きな事故を起こして、国も、東電も刑事責任が一切とられていない。これをどう考えるのか。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

刑事告発は検察庁が行うもので、我々、国及び東京電力というのは、刑事告発は刑事訴訟が行われてから、それを受け入れる身である。判断は検察庁にあるので、それがなされたら、真摯に受け止めて対応していく。ただ、刑事告発がなされていなくても、我々責任はあると思っている。皆様の生活再建というものについては、しっかりと責任は果たしていかなければならないと思っているの。賠償関係や高速道路の件、除染や中間貯蔵の話もある。訴訟されなくても、それぞれの省庁が、ちゃんと責任をしっかり果たしていかなければならないと思っている。そういった気持ちであることをご理解いただきたい。

O145.甲状腺がんのリスクについて、5年後、福島の子どもはどうなるのか。

(内閣府)

甲状腺がんのリスクについては、福島県立医大の方で検査をしている。今の時点だと、A判定というところが、A判定にはA1、A2とあるが、まったくのう胞等が無いケースというのが70%ほど。5ミリ以下の結節とか20ミリ以下ののう胞を認めたものが30%ほどということで、のう胞があるじゃないかというご指摘もご懸念もあると思うが、それについては今回の事故の影響ではないと考えている。これは、甲状腺がんが出るのは、理論上は大体5年くらい経ってからだから。ただし、チェルノブイリ事故ではその理論値よりも早く、3年から4年で影響が出始めた。もっと早く出る可能性はあるが、少なくともこの段階では事故の影響ということはほぼ考えられない。

ただ5年後に影響が出るのかというご懸念については、チェルノブイリ原発事故と今回の事故 の違いをしっかりと認識いただきたい。まず事故の規模で申し上げると、放射性物質の放出量 が全然違う。これについてはいろいろな核種が出ているので、一概には規模を比べられないが、 たとえばセシウム137でいうと、大体、福島原発というのがチェルノブイリに比べると6分の1と いうことで評価をされている。では甲状腺がんはどういうもので発生するのかというと、甲状腺が んはヨウ素による被ばくで起こる。セシウム等、今、残存しているものではない。ヨウ素というの は半減期がすごく短い。現在ではヨウ素というものはほぼないという状況。では、ヨウ素について チェルノブイリでどうだったかというと、チェルノブイリでは事故がまず隠ぺいされた。事故が隠ぺ いされたことにより全般的に避難が遅れた。また近距離圏については、実は秘密裡に避難され ていたが、その避難が完了したのも事故から11日後。日本だと20km圏内の避難が4日で終 わっているので、それと比べると大変遅かったと。それとこれが一番大きかったと言われている が、チェルノブイリの被災地、ウクライナとかベラルーシといった国々では、牛乳を、自給自足の 生活をしていたため、普通に飲んでいた。自分たちで収穫した牛乳を飲んでいた。その牛乳の 中に濃縮されたヨウ素がたまっていて、それで飲むことで甲状腺に被ばくをしたのが原因だった という報告がされている。それについて日本では国際的にも相当厳しい食品規制をしているの で、食品による内部被ばくは相当程度抑えられているというふうに考えている。ただ初期の、避 難まで20km圏内でも4日間かかっているので、その間の被ばくはどうだったのかというご不安は あると思う。それについては、データとして計測値というものはないが、ご不安を少しでも解消さ せるべく、どういった皆様が避難経路をとられたのかということで被ばく量を推計しようという調査 をしている。その調査が出たら、実際、被ばく量が多かった、少なかったということをお知らせで きると思う。ただ、基本的には少なかったと考えている。少なくともチェルノブイリと比べると桁が

Q146.3 km圏内に住んでいるが、新聞記事を読んでいると、3 km圏内は斜線で表示されている。どういう意味なのか。どういう評価をされているのか。

(東京電力)

考え方としては発電所から放射性物質が付着したガレキが敷地内にあって、そこから放射線が直接出ているところがある。そういったことによって3km圏内、発電所近傍については、発電所から直接出ている放射線の影響を受けてしまうということがあるので、3km圏内については他の地域の放射線量を同じ扱いはできないということから斜線で除外されているということを聞いている。ただ発電所のガレキから出ている放射線については、発電所の構内でも今、対策を進めている。土で遮蔽して、外に出ないようにとそういう対策を今年度中に進めていくことにしている。そのような対策が進んだらまた扱いも変わってくると思われる。

Q147.仮設住宅の存続は、今は2年、1年延ばされているが、あと2年しかない。その場合、復興支援住宅っていうようなものを作らないといけない。今から作らないと2年なんかあっという間に経ってしまう。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

復興庁が中心となって復興住宅の検討は進められているが、それについてまだお示しできるところはない。いただいたご意見はしっかりと私の方から復興庁にも伝えて、一刻も早く先の見通しが皆様にお見せできるように強く求めていきたいと思う。

避難期間が長期に及ぶ避難者の方々に、安定的な避難生活を送っていただけるよう、避難所 や応急仮設住宅ではなく、より良好な住宅に居住できる環境を早急に整えることが必要であり、 そのためにも、災害公営住宅の建設を進めてまいります。原子力発電所の事故により避難され ている方に対する災害公営住宅としましては、福島県が第1期500戸分について準備を行ってい るところであり、今後も順次整備を行っていく予定にしております。

O148.説明会は、東海や関西など他の地域で行う予定はないのか。

(東京電力)

ここで回答はできないが検討したい。

東北、関東、北陸地方以外においても、臨時相談窓口を開設し、これまでに、北海道、愛知県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、島根県、広島県、福岡県、沖縄県にて個別相談会を開催してきました。

注)編集の関係上、複数の質問および回答をまとめ、細部を割愛させていただいて記載している箇所があります。